

(様式第1号)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【令和 3 年度】

※1～6, 9: 施設所管課記入, 7: 指定管理者記入, 8: 指定管理者及び施設所管課記入

|             |              |
|-------------|--------------|
| 指 定 管 理 者 名 | 社会福祉法人 田尻福祉会 |
| 施 設 所 管 課   | 田尻総合支所 市民福祉課 |

1. 施設名

|     |                                           |         |                |
|-----|-------------------------------------------|---------|----------------|
| 施設名 | ①大崎市大貫デイサービスセンター<br>②大崎市認知症高齢者グループホームひだまり | 施設の住所   | 大崎市田尻大貫字境36番地1 |
|     |                                           | 電 話 番 号 | 0229-38-1511   |

2. 施設の概要

|               |                                                                                                                            |       |                                         |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------------------------------------|
| 設 置 年 月 日     | 平成14年4月1日                                                                                                                  | 設置条例等 | ①大崎市デイサービスセンター条例<br>②大崎市認知症高齢者グループホーム条例 |
| 設 置 目 的       | ① 在宅の高齢者に対し、その心身の健康保持及び生活の安定のための各種の介護サービスを提供し、高齢者の福祉の増進を図る。<br>② 介護保険の適用を受ける認知症者に、家庭的な環境のもと、支援、機能訓練を行い、自立した日常生活を営むようにするため。 |       |                                         |
| 施 設 の 内 容     | ① 介護保険法に規定する通所介護、介護予防通所介護<br>② 介護保険法に規定する認知症対応型、介護予防認知症対応型、共同生活介護、<br>③ 共用型指定認知症対応型通所介護                                    |       |                                         |
| 利 用 料 金       | 介護保険法に規定する利用料金                                                                                                             |       |                                         |
| 開 館 日、開 館 時 間 | ①③1月4日から12月31日(日曜日を除く) 午前9時～午後4時30分<br>②通年 終日                                                                              |       |                                         |

3. これまでの管理運営状況

| 期  | 間              | 管 理 形 態                  | 管理受託者又は指定管理者等  |
|----|----------------|--------------------------|----------------|
| 平成 | 14 年度～平成 17 年度 | 1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他 | 1 社会福祉法人 田尻福祉会 |
| 平成 | 17 年度～平成 30 年度 | 1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他 | 2 社会福祉法人 田尻福祉会 |
| 令和 | 元 年度～ 令和 5 年度  | 1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他 | 3 社会福祉法人 田尻福祉会 |

4. 現指定管理者の指定期間

|      |                   |   |           |             |
|------|-------------------|---|-----------|-------------|
| 指定期間 | 令和元年4月1日          | ～ | 令和6年3月31日 | ( 5 年 0 ヶ月) |
| 選定方法 | 1 1.公募 (応募者数: 団体) |   | 2非公募      |             |

5. 指定管理料

|            |            |           |
|------------|------------|-----------|
| 令和 3 年度(ア) | 令和 2 年度(イ) | (ア) - (イ) |
| 0 千円       | 0 千円       | 0 千円      |

※(ア)は当該年度、(イ)は前年度とし、それぞれ決算額ベース。

6. 指定管理者が行う管理運営業務の内容

- 1.介護保険法第8条第7項に規定する通所介護業務
- 2.介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護業務
- 3.介護保険法第8条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護業務
- 4.介護保険法第8条の2第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護業務
- 5.管理施設等の維持管理に関する業務
- 6.施設の利用の承認に関する業務
- 7.施設の利用に係る料金の徴収及び減免に関する業務
- 8.各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

## 7. 利用実績等

### (1)利用者数

(単位:人, 件)

|         | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 小計  |
|---------|----|----|----|----|----|----|-----|
| 令和 2 年度 | 69 | 69 | 68 | 67 | 71 | 69 | 413 |
| 令和 3 年度 | 69 | 66 | 63 | 62 | 63 | 62 | 385 |

(単位:人, 件)

|         | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 小計  | 総計  |
|---------|-----|-----|-----|----|----|----|-----|-----|
| 令和 2 年度 | 69  | 67  | 70  | 65 | 71 | 68 | 410 | 823 |
| 令和 3 年度 | 63  | 63  | 62  | 60 | 62 | 65 | 375 | 760 |

#### 主な増減要因

大貫デイサービスセンター(通所介護)では、昨年度と比較すると稼働率で約6.2%減少しました。大貫地域における過疎化やコロナ禍におけるサービス利用を控えが減少の理由として挙げられます。稼働率向上に向け下期に経営改善会議や地域住民への施設案内公告の配布等、広報活動を実施しましたが難しい状況です。

ひだまり(認知症対応型共同生活介護)では、2人入退所がありましたが、年間空室日数は延23日、1日当たり8.94人でスムーズな入退所対応ができました。共用型通所介護は、空き状況等、広報活動を昨年度に引き続き実施しましたが地域における要介護者の減少やコロナ禍による利用控えにより昨年度と比較すると3.3%減少しました。

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度を記載すること。

### (2)利用料金収入

(単位:円)

|         | 4月         | 5月         | 6月        | 7月        | 8月         | 9月        | 小計         |
|---------|------------|------------|-----------|-----------|------------|-----------|------------|
| 平成 2 年度 | 9,763,845  | 10,061,645 | 9,307,271 | 9,982,818 | 10,188,945 | 9,582,649 | 58,887,173 |
| 平成 3 年度 | 10,031,616 | 9,938,591  | 9,017,268 | 8,977,117 | 9,226,767  | 8,913,599 | 56,104,958 |

(単位:円)

|         | 10月        | 11月       | 12月       | 1月         | 2月        | 3月        | 小計         | 総計          |
|---------|------------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|------------|-------------|
| 令和 2 年度 | 10,389,758 | 9,324,350 | 9,933,487 | 10,106,568 | 9,785,385 | 9,856,317 | 59,395,865 | 118,283,038 |
| 令和 3 年度 | 8,933,189  | 9,037,196 | 8,946,216 | 8,267,972  | 8,670,357 | 8,987,473 | 52,842,403 | 108,947,361 |

#### 主な増減要因

収入は、介護報酬改定に伴い、新たな加算算定に取り組んだものの、コロナ禍による利用控えや、地域における要介護高齢者の入院あるいは施設入所等により、約1千万円の減収になりました。収入増加の為には、新規利用者の獲得が必要です。しかし、これまで報告してきたとおり、新規利用者の獲得は難しく、大きな課題となっております。

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度を記載すること。

### (3)サービス向上や利用者数の増加等のために実施した主な取り組み

別添「2021(令和3)年度 事業実績報告書」各事業所実績報告および職員研修状況 参照。  
その他、法人内全体での取組状況も参照下さい。

## (4)施設利用者の主な声やその対応状況

利用者や家族、ボランティアから施設への不満を聞くことはなく、感謝の言葉をいただいています。  
また、地域の代表である評議員や第三者委員からも感謝の言葉をいただいています。

## (5)施設の管理運営における課題

① 認知症高齢者グループホームは、1ユニットのため収支のバランスを保つのが難しい一面がある。

② 設備の修繕について

大貫デイサービスセンターの特殊浴槽とろ過装置は施設開所時から利用している設備であり、ここ数年頻繁に不具合が発生している。特殊浴槽は修繕における部品供給が困難であり、大崎市へ再三更新の依頼をしているが予算化されない状況が続いている。ろ過装置も対応年数は経過しているものの、不具合発生時の部品供給が可能な為、更新はせず不具合発生時の修繕対応になっている。他、詳細については、別添「2021(令和3)年度 事業実績報告書」Ⅵ施設管理 参照。

## 8. 管理運営状況

| 評価項目              |                                 | 評価基準 | 自己評価 | 所管評価 |
|-------------------|---------------------------------|------|------|------|
| 1 施設全般の管理運営に関する業務 |                                 |      |      |      |
| (1)人員配置           | 管理運営に必要な人員及び有資格者を配置している。        | ◎    | ◎    |      |
| (2)職員研修           | 業務に必要な職員研修や教育等を適切に行っている。        | ◎    | ◎    |      |
| (3)管理記録           | 各種の管理記録(業務日誌等)を適切に整備、保管している。    | ◎    | ◎    |      |
| (4)安全管理           | 日常の安全管理や緊急時のマニュアル整備等の体制を整備している。 | ◎    | ◎    |      |
| (5)清掃・維持管理        | 施設、設備等の保守点検や維持管理等を適切に行っている。     | ◎    | ◎    |      |
| (6)施設等の修繕         | 施設や備品等の修繕を適切に行っている。             | ◎    | ◎    |      |
| 2 利用者に関する業務       |                                 |      |      |      |
| (1)利用状況           | 事業計画書等に基づく利用者数や施設の稼働率がある。       | ◎    | ◎    |      |
| (2)利用料金           | 利用料金の設定、徴収、減免、還付等の手続きを適切に行っている。 | ◎    | ◎    |      |
| (3)利用者満足度         | 利用者ニーズの把握に向けた取り組みを行っている。        | ◎    | ◎    |      |
| 3 事業の実施           |                                 |      |      |      |
| (1)指定事業           | 仕様書、事業計画書に基づく事業を実施している。         | ◎    | ◎    |      |
| (2)自主事業           | 施設の設置目的に沿った自主事業を実施している。         | ◎    | ◎    |      |
| 4 個人情報の取扱い        |                                 |      |      |      |
| (1)個人情報の保護        | 協定書等に基づき適切に個人情報を取り扱っている。        | ◎    | ◎    |      |
| 5 管理運営業務の収支等      |                                 |      |      |      |
| (1)収支状況           | 事業計画書等に基づく妥当な事業収支である。           | ◎    | ◎    |      |
| (2)効率的な運営         | 経費の節減や利用料金収入の向上に向けた取り組みを行っている。  | ◎    | ◎    |      |
| (3)経理事務           | 専用口座、所帳簿等を備え、適切な経理事務を行っている。     | ◎    | ◎    |      |

| 評 価 |       | 評 価 の 考 え 方                         |
|-----|-------|-------------------------------------|
| ◎   | (優 良) | 協定書や事業計画書等より優れた内容で管理運営を行った。         |
| ○   | (良 好) | 協定書や事業計画書等に基づき適正な管理運営を行った。          |
| △   | (課題有) | 協定書や事業計画書等を下回る内容であり、一部の業務に改善が必要である。 |
| ×   | (改善要) | 協定書や事業計画書等に基づく管理運営が行われなかったため改善を要する。 |

※ 該当しない項目については、「－」を記入してください。

## 9. 施設所管課の総合評価

田尻福祉会は、平成9年から長らく高齢者施設を経営し、職員の育成にも時間をかけてきた。当該施設においても、スタッフの対応は良好であり、施設利用者やその家族からも喜ばれ、優れた管理運営が行われている。